

法第 30 条及び 31 条に基づくいじめ重大事態の再調査について

1 再調査のための組織

埼玉県青少年健全育成審議会に「いじめ問題の重大事態に関する再調査部会」を設ける。

2 部会の構成（委員）

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者	明石 要一 会長	千葉大学名誉教授
	吉川 はる奈 会長代理	埼玉大学教育学部教授
	東谷 良子 委員	弁 護 士 (埼玉弁護士会)
関係団体代表	長田 広 委員	埼玉県 P T A 連合会会長
	橋本 元子 委員	スクールカウンセラー (埼玉県臨床心理士会)

3 部会での調査事項

- ・ いじめがあったかどうかの事実認定
- ・ いじめと重大事態の因果関係の判断
- ・ 今後の同種の事態の発生防止対策の提言
- ・ その他、必要な事項

4 部会の開催のイメージ

1 ヶ月～1 ヶ月半の期間に、5～6 回開催

- ① 学校等の調査結果及び調査資料の内容把握
- ② 学校等の調査結果及び調査資料の検討 → 不足資料の調査指示
- ③ 新たな調査資料を加えた検討
- ④ いじめの事実と因果関係の推定
- ⑤ 同種の事態の発生防止対策の検討
- ⑥ まとめ

5 参 考（いじめ防止対策推進法）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（公立の学校に係る対処）

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ）が、設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。